

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本運教第812号
平成28年6月29日
宮城県警察本部長

運転免許証更新時講習実施要綱の一部改正について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習については、「運転免許証更新時講習実施要綱の一部改正について（通達）」（平成27年6月5日付け宮本運教第723号）により運用しているところであるが、気仙沼警察署における運転免許証の即日交付業務の開始に伴い、運転免許証更新時講習実施要綱の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

運転免許証更新時講習実施要綱

第1 趣旨

この要綱は 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号の規定による講習（以下「更新時講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

更新時講習の実施については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 優良運転者講習

更新時講習のうち、更新日等までに継続して運転免許（仮免許を除く。以下同じ。）を受けている期間が5年以上ある者で次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷の行為（以下「違反行為等」という。）をしたことがないものに対する講習をいう。

(1) 法第101条第6項の規定により運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けた者

更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日前5年間

(2) 法第101条の2第4項の規定により免許証の更新を受けた者

同条第3項の規定による適性検査を受けた日前5年間（特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日前5年間）

(3) 政令第33条の6の2各号に掲げるやむを得ない理由により運転免許の効力を失った後、当該やむを得ない理由により6月以内に運転免許の再取得ができず、運転免許の効力を失った日から起算して3年を経過せず、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないで免許証の更新を受けた者

更新を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間

(4) 特定取消処分者で取り消された運転免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日の翌日以後に運転免許の再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの

取り消された運転免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証に係る適性

試験を受けた日の前日までの間

- (5) 特定取消処分者で取り消された運転免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日以前に運転免許の再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの

交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日前5年間

2 一般運転者講習

更新時講習のうち、次に掲げる者に対する講習をいう。

- (1) 更新日等までに継続して運転免許を受けている期間が5年以上ある者で前記1-(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）1回のほか違反行為等をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。以下同じ。）
- (2) 特別特定失効者で一般運転者講習の受講を申し出るもの
- (3) 特別特定失効者として受けた運転免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であって、特定誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

3 違反運転者等講習

更新時講習のうち、次に掲げる者に対する講習をいう。

(1) 違反運転者講習

前記1-(1)から(5)までに掲げる者でそれぞれに掲げる区分に定める期間に、又は特定失効者（前記1-(3)の者を除く。）で、特定誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがあるもの（軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。）

(2) 初回更新者講習

更新日等までに継続して運転免許を受けている期間が5年未満である者（前記2-(3)の者を除く。）で前記1-(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間に、又は特定失効者（前記1-(3)及び前記2-(2)の者を除く。）で特定誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

4 特定失効者

免許証の更新を受けなかった者のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 運転免許の効力が失われた日から起算して6月を経過していない者
- (2) 政令第33条の6の2各号に掲げるやむを得ない理由のため前記(1)の期間内に免許証の更新を受けることができなかった者であって、運転免許の効力を失

った日から起算して3年を経過せず、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの

- (3) 道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）の公布前に海外旅行、災害、病気等の理由のため前記(1)の期間内に運転免許の試験を受けることができなかった者であって、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの

5 経由申請者

免許証の更新を受ける者のうち、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して免許証の更新の申請をするもの（優良運転者講習に該当し、特定誕生日を経過していない者に限る。）をいう。

6 特定取消処分者

法第97条の2第1項第5号の規定による運転免許の取消しを受けた者であって、運転免許が取り消された日から起算して3年を経過せず、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないものをいう。

7 特別特定失効者

運転免許の効力が失われた日から起算して6月以内に運転免許を再取得した者のうち、運転免許を受けている期間が5年以上で、失効した運転免許における特定誕生日の40日前の日から5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないものをいう。

第4 更新時講習の実施体制

交通部運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）は、講習業務の適正な運営を図るため、次の事務を行うものとする。

- 1 関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 講習用教材の開発及び講習内容の改善に関すること。
- 3 更新時講習の実施結果の総括に関すること。
- 4 講習受託者の指導監督に関すること。
- 5 その他講習業務の適正な運用に関すること。

第5 更新時講習指導員の要件等

更新時講習指導員（以下「講習指導員」という。）は、運転教育課長が適任と認める警察職員をもって充てる。

なお、更新時講習を委託する場合は、受託者に、次に掲げる要件のいずれにも該当する者を選任させること。

- 1 25歳以上の者であること。
- 2 自動車等を運転できる運転免許を現に受けている者で当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
- 3 自動車等の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。

- 4 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者であること。
- 5 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 刑罰法令に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過していない者
 - (2) 講習の指導について不正な行為をし、又は講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過していない者
- 6 その他講習指導員としてふさわしい者であること。

第6 更新時講習実施日等

1 宮城県運転免許センターにおける講習

宮城県運転免許センターにおいて実施する優良運転者講習、一般運転者講習及び違反運転者等講習は、土曜日及び休日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除き実施するものとする。

2 宮城県警察石巻運転免許センターにおける講習

宮城県警察石巻運転免許センターにおいて実施する優良運転者講習、一般運転者講習及び違反運転者等講習は、土曜日、日曜日（第1日曜日及び第3日曜日を除く。）及び休日を除き実施するものとする。

3 宮城県警察古川運転免許センターにおける講習

宮城県警察古川運転免許センターにおいて実施する優良運転者講習、一般運転者講習及び違反運転者等講習は、土曜日、日曜日（第2日曜日及び第4日曜日を除く。）及び休日を除き実施するものとする。

4 宮城県警察仙南運転免許センターにおける講習

宮城県警察仙南運転免許センターにおいて実施する優良運転者講習、一般運転者講習及び違反運転者等講習は、土曜日、日曜日（第1日曜日及び第3日曜日を除く。）及び休日を除き実施するものとする。

5 気仙沼警察署における講習

気仙沼警察署において実施する優良運転者講習、一般運転者講習及び違反運転者等講習は、土曜日、日曜日（第2日曜日を除く。）及び休日を除き実施するものとする。

6 南三陸警察署における講習

南三陸警察署において実施する優良運転者講習、一般運転者講習及び違反運転者等講習は、原則として第1水曜日及び第3水曜日に実施する。ただし、当該水曜日が休日にあたる場合は、実施週を変更するものとする。

第7 学級の編成

学級の編成は、講習効果が上がるよう適正な人数で編成すること。

なお、各区分の講習は、原則として、個別に学級の編成を行い実施するものとする。

るが、講習指導員の体制、更新時講習を行う施設等の状況により、優良運転者講習と一般運転者講習、違反運転者講習と初回更新者講習は、それぞれ合同学級を編成して実施することができる。また、各区分の講習については、高齢運転者、若年運転者又は二輪車等受講者の態様に応じた特別学級の編成に努めることとする。

第8 更新時講習の実施方法

更新時講習は、次により実施するものとする。

1 講習科目等

更新時講習の講習科目、時間割及び講習内容は、更新時講習の講習科目、時間割り等に関する細目（別表）のとおりとする。

2 講習の方法

更新時講習は、1学級につき、原則として講習指導員1人を配置して行う。ただし、一般運転者講習及び違反運転者等講習は、編成人員を勘案し、補助者を配置して行うものとする。

なお、講習を実施する際には、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、高齢者学級等の特別学級を編成する場合には、受講者の態様に応じた内容の講習となるよう留意すること。

第9 使用教材等

更新時講習に使用する教材は、次表のとおりとする。

講習区分	配布教材	使用教材
優良運転者講習	(1) 教本 (2) 地方版資料	(1) プロジェクター (2) DVDプレイヤー (3) DVD (4) その他必要と認められるもの
一般運転者講習	(1) 教本 (2) 地方版資料 (3) 運転適性検査用紙	(1) プロジェクター (2) DVDプレイヤー (3) DVD (4) その他必要と認められるもの
違反運転者等講習	(1) 教本 (2) 地方版資料 (3) 運転適性検査用紙	(1) プロジェクター (2) DVDプレイヤー (3) DVD (4) 運転適性検査機器 (5) 運転シミュレーター (6) 自動車等 (7) その他必要と認められるもの
備考		
1 教本の冊数については原則として1冊とし、別紙1の内容について、正確にまとめられたものを使用する。		
2 地方版資料については、別紙2の内容を盛り込んだものを使用する。		

3 運転適性検査用紙は、別紙3の基準を満たすものを使用する。

第10 更新時講習の受講手続

1 受講申請の受理

更新時講習の受講の申請の受理は、更新時講習受講申請書（別記様式第1号）、特定失効者用講習受講申請書（別記様式第2号）又は特定取消処分者用講習受講申請書（別記様式第3号）の提出を受け、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）に規定する手数料を徴収の上、実施するものとする。

なお、受講申請に際し、受講者本人であることの確認を確実に実施すること。

2 受講期間

(1) 更新申請者

更新時講習受講申請書の提出日（経由申請者にあつては、経由地公安委員会に運転免許証更新申請書を提出した日）から更新後の免許証の交付日までの間とする。

(2) 特定失効者及び特定取消処分者

特定失効者用講習受講申請書又は特定取消処分者用受講申請書の提出日前1年以内の間とする。

なお、特定失効者が特定失効者用講習受講申請書を提出した日又は特定取消処分者が特定取消処分者用講習受講申請書を提出した日に更新時講習を受講することは差し支えない。

3 受講日

受講日は、原則として更新時講習受講申請書、特定失効者用講習受講申請書若しくは特定取消処分者用講習受講申請書の提出日又は更新後の免許証の交付日とする。ただし、受講日を指定した場合は、受講者の利便性を考慮し、当該指定した受講日以外であっても、できる限り受講期間内の随時の日に受講することができるようにすること。

第11 更新時講習の委託

1 更新時講習を委託する場合は、府令第38条の3に定めるところによる。

2 運転教育課長は、更新時講習を委託した場合は、受託者から更新時講習の実施結果を毎月速やかに報告させるものとする。

別表 更新時講習の講習科目時間割り等に関する細目

その1 優良運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 宮城県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励 (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 今後における無事故無違反及び安全運転を奨励する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 ○ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について裁判例、点数制度等により説明して認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講習時間合計				30分

その2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 宮城県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 ○ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について裁判例、点数制度等により説明して認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分

その3 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 宮城県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 ○ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について裁判例、点数制度等により説明して認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識①	最近において改正が行われた道路交通法令の知識 前半の講習のまとめ		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ 前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つこと及び優良運転者であっても僅かな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	10分
4 安全運転の知識②	危険予測と回避方法等	講義 教本、視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分

その4 違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 宮城県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 ○ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について裁判例、点数制度等により説明して認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応	10分

3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		急救護処置等について説明する。 ○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたか等について自ら考えさせ、意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性及び運転技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導(検査用紙使用) (2) 運転適性診断と指導(検査機器使用) (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材等	○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器を使用して運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 運転シミュレーターを使用して危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分
講 習 時 間 合 計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施する。

その5 初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者点呼 講習概要及び日程の説明 受講の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 宮城県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト及びヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 ○ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について裁判例、点数制度等により説明して認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたか等について自ら考えさせ、意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性及び運転技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導(検査用紙使用) (2) 運転適性診断と指導(検査機器使用) (3) 安全運転態度の診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材等	○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器を使用して運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 運転シミュレーターを使用して危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。	60分

	(4) 運転技能診断と指導		○ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	
講 習 時 間 合 計				1 2 0 分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施する。

別紙 1

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近 5 年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法及び使用時の注意事項

先進安全自動車（A S V）、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払システム（E T C）、電気自動車、ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害及び地球温暖化の防止等

交通公害及び地球温暖化の防止等について、「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

4 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が執れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 年齢に応じた運転特性

(1) 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（「静止視力と動体視力」、「視野」、「明度の差」及び「順応と眩惑^{げん}」）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習）制度について、図表等を用いて解説すること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響及び運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反、事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2) 「安全運転5則」

次の「安全運転5則」を記載すること。

ア 安全速度を必ず守る

イ カーブの手前でスピードを落とす

ウ 交差点では必ず安全を確かめる

エ 一時停止で横断歩行者の安全を守る

オ 飲酒運転は絶対にしない

別紙 2

- 1 宮城県内の交通事故発生状況
- 2 全国の交通事故死者数
 - (1) 県内の交通事故
 - (2) 5年間の交通事故発生推移
 - (3) 市町村別交通事故死者数
 - (4) 月、曜日、時間別交通事故発生状況
 - (5) 道路形状別、路線別交通事故発生状況
 - (6) 交通死亡事故の特徴と傾向
- 3 県内各警察署の交通事故多発交差点
- 4 宮城県内の高速道路の交通事故発生状況
- 5 宮城県内で発生した事故事例と教訓
- 6 運転免許関係申請手続の案内
- 7 その他
 - (1) 宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）
 - (2) 宮城県飲酒運転根絶条例（平成19年宮城県条例第186号）

別紙 3

1 目的

運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問により、運転適性診断及び指導ができるものとする。

2 形式

二者択一式で、30問程度の簡易な設問形式とする。

3 内容

- (1) 設問の回答に基づき、運転者の運転行動に関する性格や意識及び態度を測定することができるものである。
- (2) 回答結果に基づいて導き出された測定結果に応じた安全運転に必要な指導助言が記載されるものであること。
- (3) 測定結果とそのアドバイスに当たっては、運転者が自分の運転行動や改善策を理解するための情報が記載されるものであること。

4 その他

設問にあつては、心理学、行動学等の専門家が所属する研究機関等により作成又は監修されたものとする。

別記様式第1号

更新時講習受講申請書		申請日		年 月 日	
宮城県公安委員会 殿					
道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する				(講習手数料証紙納付書付)	
講習を受けることを申請します。					
姓	氏名	生年月日	大正・昭和・平成		性別
	(氏)	(名)	年 月 日		男・女
変更	該当する項目の番号をすべて○で囲んでください。		1. 氏名 2. 本籍・国籍等 3. 住所(県内異動) 4. 生年月日 5. 住所(県外から転入)→新本籍・国籍等欄に本籍・国籍等も()で記載してください。		*氏名、本籍・国籍等の変更には住民票、住所変更には新住所を確認できる書類等が必要です。
更新	新本籍・国籍等				
届	新住所	宮城県			
電話連絡先	携帯・自宅・その他 () -				
講習区分	優良 (500円)	一般 (800円)	違反 (1,350円)	初回 (1,350円)	
免除	高齢 (法定)	特定任意講習(申請日前6ヶ月以内)			確認者
		高齢 (特定)	認定教育 (高齢)	認定教育 (高齢以外)	運転者 特定
				受講済証明書の有・無	有 無
				受講年月日	
				実施機関	
				証明書番号	

宮城県収入証紙	宮城県収入証紙	宮城県収入証紙	宮城県収入証紙	手 数 料
宮城県収入証紙	宮城県収入証紙	宮城県収入証紙	宮城県収入証紙	

特定失効者用講習受講申請書

(更新時講習申請書)

申請日 年 月 日

宮城県公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する講習を受けること
を申請します。

(講習手数料証紙納付書付)

フリガナ											
氏名	氏					名					
生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日	性別	男	女	電話	自宅・勤務先・その他 () -
	2	3	4					1	2		

住所	宮城県										
講習区分	優良 (500円)	一般 (800円)	違反 (1,350円)	初回 (1,350円)	免除 特定・高齢 確認者						
	受講済証明書の有無				有 ・ 無						
	受講年月日										
	実施機関										
証明書番号											

			手 数 料

申請日 年 月 日

特定取消処分者用講習受講申請書

(更新時講習申請書)

宮城県公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する講習を受けること
を申請します。

(講習手数料証紙納付書付)

フリガナ												
氏名	氏					名						
生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日	性別	男	女	電話	自宅・勤務先・その他 () -	
	2	3	4					1	2			
本(国)籍等												
住所	宮城県											
講習区分	優良 (500円)		一般 (800円)		違反 (1,350円)		初回 (1,350円)		免除 特定・高齢 確認者			
	受講済証明書の有無							有 ・ 無				
	受講年月日											
	実施機関											
証明書番号												

			手 数 料